

令和元年度

井原市健全化審査意見書

井原市監査委員



井 監 第 1 3 号  
令和 2 年 8 月 2 1 日

井原市長 大 舌 勲 様

井原市監査委員 長 野 隆

井原市監査委員 三 輪 順 治

令和元年度井原市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定並びに井原市監査基準に基づき、審査に付された令和元年度井原市財政健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。



## 目 次

第1. 審査の対象	1
第2. 審査の期間	2
第3. 審査の方法	2
第4. 審査の結果	2
1. 健全化判断比率	3
(1) 実質赤字比率	3
(2) 連結実質赤字比率	4
(3) 実質公債費比率	5
(4) 将来負担比率	8
2. 資金不足比率	10
3. 審査意見	12

### (注)

1. 表中の金額は、原則として千円単位で表示している。
2. 文中に用いた金額は、原則として万円単位で表示し、表示単位未満の端数は、原則として四捨五入している。そのため計数が一致しない場合がある。
3. 比率は「%」で表示し、表示単位未満の端数は、原則として四捨五入している。そのため、その内訳を合計した数値は、合計欄の数値と一致しない場合がある。
4. 表中の符号の表示は、次のとおりである。  
空欄・・・・・・・・・・該当数値がないもの  
「-」・・・・・・・・・・算出不能のもの  
「0」又は「0.0」・・・・零となるもの及び該当数値はあるが単位未満のもの

令和元年度 井原市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1. 審査の対象

次表各会計の令和元年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計区分は、次のとおりである。

一般会計等	一般会計		↑ 実質赤字比率	↑ 連結 実質 赤字 比率	↑ 実 質 公 債 費 比 率	↑ 将 来 負 担 比 率
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計				
		美星地区畑地かんがい給水事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	↑ 資金不足比率※			
		介護保険事業特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
	公営企業会計 法適用企業	水道事業会計				
		病院事業会計				
		工業用水道事業会計				
	法非適用企業	簡易水道事業特別会計				
		公共下水道事業特別会計				
		産業団地開発事業特別会計				
	一部事務組合・広域連合	岡山県井原地区清掃施設組合				
井原地区消防組合						
岡山県西部衛生施設組合						
岡山県広域水道企業団						
岡山県市町村総合事務組合						
岡山県後期高齢者医療広域連合						
地方公社・第三セクター等	土地開発公社					

※資金不足比率は公営企業会計ごとに算定

## 第2. 審査の期間

令和2年7月29日から令和2年8月20日まで

## 第3. 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令等に準拠し適正に作成されているかを主眼として、関係書類等を照合審査するとともに必要に応じて関係職員からの説明を聴取し審査した。

## 第4. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率の概要並びに審査意見は、次のとおりである。

## 1. 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は次のとおりである。

各比率とも早期健全化基準を下回っている。

(単位：％)

区 分	令和元年度	平成 30 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	—	13.02	20.00
連結実質赤字比率	—	—	18.02	30.00
実質公債費比率	10.1	10.4	25.0	35.0
将来負担比率	—	—	350.0	—

※実質赤字比率と連結実質赤字比率の早期健全化基準は標準財政規模により算出。  
その他の基準は定率。

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

一般会計等（一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、美星地区畑地かんがい給水事業特別会計）の実質収支額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、％)

会 計 名 等	令和元年度	平成 30 年度	比 較
一般会計等実質収支額 A	59,039	302,214	-243,175
一 般 会 計	57,648	298,586	-240,938
住宅新築資金等貸付事業特別会計	0	3,628	-3,628
美星地区畑地かんがい給水事業特別会計	1,391	0	1,391
標準財政規模 B	12,343,290	12,607,480	-264,190
算 式 (A/B) × 100	-0.47	-2.39	1.92
実質赤字比率	—	—	—

※算式の数値は、実質収支が黒字である場合は負の値で表示される。

令和元年度の一般会計等実質収支額は5,904万円の黒字となっているため、実質赤字比率の数値は算定されない。参考として比率を求めたところ-0.47%（黒字の場合は負の値）となり、前年度と比べて1.92ポイント上回っている。これは主として、一般会計の実質収支額が減少したことによる。

### B 標準財政規模について

標準財政規模は、通常収入が見込まれる経常的一般財源の規模を示すものである。

令和元年度は123億4,329万円となっている。前年度に比べて2億6,419万円（-2.1%）減少している。



標準財政規模の内訳は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度	平成 30 年度	増減額	増減率
標準税収入額等	5,602,085	5,655,175	-53,090	-0.9
普通交付税額	6,262,011	6,349,851	-87,840	-1.4
臨時財政対策債発行可能額	479,194	602,454	-123,260	-20.5
合 計	12,343,290	12,607,480	-264,190	-2.1

標準税収入額等が前年度に比べて 5,309 万円 (-0.9%)、普通交付税額が 8,784 万円 (-1.4%)、臨時財政対策債発行可能額が 1 億 2,326 万円 (-20.5%) 減少している。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものである。

該当会計の実質収支額及び資金剰余額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

会 計 名			連結実質収支額 (実質収支額及び資金剰余額)			
			令和元年度	平成 30 年度	比 較	
一般会計等			59,039	302,214	-243,175	
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の 特別会計のうち公 営企業に係る特別 会計以外の会計	国民健康保険事業	321,787	383,189	-61,402	
		介護保険事業	85,505	30,693	54,812	
		後期高齢者医療事業	0	0	0	
	法適用企業 ※	水道事業	1,155,345	1,164,199	-8,854	
		病院事業	1,207,275	1,334,707	-127,432	
		工業用水道事業	105,797	97,797	8,000	
	法非適用企業 ※	簡易水道事業	39,850	35,661	4,189	
		公共下水道事業	44	0	44	
		産業団地開発事業	42	0	42	
	合 計			A	2,974,684	3,348,460
標準財政規模			B	12,343,290	12,607,480	-264,190
算 式 (A/B) × 100				-24.09	-26.55	2.46
連結実質赤字比率				—	—	—

※法適用企業と法非適用企業

法適用企業は、地方公営企業法の適用を受ける事業で、発生主義に基づく複式簿記等の企業会計で処理されている。法非適用企業は、同法の適用を受けない事業で、現金主義の官庁会計で処理されている。

※算式の数値は、連結実質収支額が黒字である場合は負の値で表示される。

令和元年度の連結実質収支額は29億7,468万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率の数値は算定されない。参考として比率を求めたところ-24.09%（黒字の場合は負の値）となり、前年度と比べて2.46ポイント上回っている。これは主として、一般会計等、国民健康保険事業、病院事業の実質収支額等が減少したことによる。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で直近3カ年の平均値である。

実質公債費比率に関する状況は次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分		令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
A	地方債の元利償還金 (繰上償還等を除く)	1,971,706	2,053,466	2,017,648	2,105,200
B	準元利償還金	1,579,866	1,605,638	1,598,891	1,628,355
C	特 定 財 源	158,596	167,090	177,255	182,641
D	元利償還金・準元利償還 金に係る基準財政需要額 算入額	2,410,123	2,447,617	2,392,934	2,424,891
E	標準財政規模	12,343,290	12,607,480	12,609,216	12,874,227

上表のA～Eを、次の算式にあてはめると、各年度の比率は下表のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100$$

(単位：%)

年 度	区 分	実質公債費比率	
		単 年 度	3 年 平 均
平 成 2 8 年 度		10.8	10.1
平 成 2 9 年 度		10.2	
平 成 3 0 年 度		10.3	
令 和 元 年 度		9.9	

実質公債費比率は10.1%と前年度に比べて0.3ポイント改善しており、早期健全化基準(25%)を下回っている。

また、単年度実質公債費比率は前年度に比べ0.4ポイント減少している。

A 地方債の元利償還金について

元利償還金は一般会計等の一時借入金利息を除く公債費である。

令和元年度の一時借入金利息を除く公債費は前年度に比べて 8,176 万円 (-4.0%) 減少している。

B 準元利償還金について

準元利償還金は、主として一般会計から公営企業等への繰出金のうち公営企業債償還の財源に充てたと認められるもの、一部事務組合の負担金・補助金のうちで地方債の償還に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどである。

準元利償還金の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分		令和元年度	平成 30 年度	増減額	増減率
公 営 企 業 等	水道事業	38,413	38,804	-391	-1.0
	病院事業	243,250	244,174	-924	-0.4
	工業用水道事業	0	0	0	—
	簡易水道事業	150,167	148,725	1,442	1.0
	公共下水道事業	1,074,099	1,092,770	-18,671	-1.7
	産業団地開発事業	0	0	0	—
	国民健康保険事業（保険）	0	0	0	—
	国民健康保険事業（直営診療）	16,291	16,274	17	0.1
	後期高齢者医療事業	0	0	0	—
	介護保険事業（保険）	0	0	0	—
	介護保険事業（サービス）	0	0	0	—
一 部 事 務 組 合	岡山県西部衛生施設組合	-1,245	-1,244	-1	0.1
	井原地区清掃施設組合	0	0	0	—
	井原地区消防組合	25,116	25,151	-35	-0.1
	井笠地区農業共済事務組合	0	0	0	—
	岡山県市町村総合事務組合	0	0	0	—
	岡山県後期高齢者医療広域連合	0	0	0	—
	岡山県広域水道企業団	22,320	22,320	0	0
公債費に準ずる債務負担行為額		11,455	18,664	-7,209	-38.6
合 計		1,579,866	1,605,638	-25,772	-1.6

準元利償還金は前年度に比べて 2,577 万円 (1.6%) 減少している。これは主として、公共下水道事業特別会計と公債費に準ずる債務負担行為の準元利償還金が減少したことによる。

C 特定財源について

特定財源は公債費に充当されている。

特定財源の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度	平成 30 年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	—
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	326	325	1	0.3
公営住宅建設事業の財源として発行された地方債償還額に充当した公営住宅使用料	14,978	21,829	-6,851	-31.4
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	143,292	144,936	-1,644	-1.1
合 計	158,596	167,090	-8,494	-5.1

特定財源は前年度に比べて 849 万円 (-5.1%) 減少している。これは地方債償還額に充当した公営住宅使用料や都市計画税が減少したことによる。

D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額について

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度	平成 30 年度	増減額	増減率
事業費補正により算入された公債費	328,523	339,672	-11,149	-3.3
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,926,859	1,946,644	-19,785	-1.0
密度補正により算入された元利償還金及び準元利償還金（地方債の元利償還金を基礎として算入されたもの）	154,741	161,301	-6,560	-4.1
合 計	2,410,123	2,447,617	-37,494	-1.5

基準財政需要額算入額は前年度に比べて 3,749 万円 (-1.5%) 減少している。これは主として、事業費補正では道路橋りょう費に係る元利償還金、災害復旧費等では辺地債に係る元利償還金、密度補正では簡易水道事業債の元利償還金が減少したことによる。

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

将来負担比率に関する状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分		令和元年度	平成 30 年度	増 減	増減率
A	将来負担額	37,032,571	37,395,210	-362,639	-1.0
B	充当可能財源等	38,536,265	39,034,673	-498,408	-1.3
A - B		-1,503,694	-1,639,463	135,769	8.3
C	標準財政規模	12,343,290	12,607,480	-264,190	-2.1
D	算入公債費等の額	2,410,123	2,447,617	-37,494	-1.5
C - D		9,933,167	10,159,863	-226,696	-2.2
算 式 (A-B) / (C-D) ×100		-15.1	-16.1	1.0	—
将来負担比率		—	—	—	—

将来負担比率は、将来負担額を充当財源が上回ったため、数値は算定されない。参考として比率を求めたところ-15.1%で、前年度に比べて1.0ポイント増加している。これは、将来負担額は減少したものの、充当可能財源も減少したことによる。

#### A 将来負担額について

将来負担額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度	平成 30 年度	増減額	増減率
地方債の現在高	18,195,139	17,763,711	431,428	2.4
債務負担行為に基づく支出予定額	39,520	53,199	-13,679	-25.7
公営企業債等繰入見込額	15,465,292	16,143,848	-678,556	-4.2
組合負担等見込額	509,695	544,610	-34,915	-6.4
退職手当負担見込額	2,821,868	2,889,445	-67,577	-2.3
設立法人の負債額等負担見込額	1,057	397	660	166.2
合 計	37,032,571	37,395,210	-362,639	-1.0

将来負担額は前年度に比べて3億6,264万円(-1.0%)減少している。これは主として、公営企業債等繰入見込額及び退職手当負担見込額が減少したことによる。

B 充当可能財源等について

充当可能財源等の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
充当可能基金	14,361,901	14,761,553	-399,652	-2.7
充当可能特定歳入	1,403,528	1,454,346	-50,818	-3.5
基準財政需要額算入見込額	22,770,836	22,818,774	-47,938	-0.2
合 計	38,536,265	39,034,673	-498,408	-1.3

充当可能財源等合計は前年度に比べて4億9,841万円(-1.3%)減少している。これは主として、減債基金や公共施設整備基金等の充当可能基金が減少したことによる。

## 2. 資金不足比率

各公営企業会計の資金不足比率の状況は次のとおりである。

各会計とも資金不足は生じていない。

(単位：%)

会 計 名	資 金 不 足 比 率		経 営 健 全 化 基 準
	令 和 元 年 度	平 成 3 0 年 度	
水道事業会計	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	20.0
簡易水道事業会計	—	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—	—	20.0
産業団地開発事業特別会計	—	—	20.0

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額（A）の事業の規模（B）に対する比率である。

### A 資金の不足額の算定方法

法適用企業の場合

(流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

法非適用企業の場合

(繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

### B 事業の規模の算定方法

法適用企業の場合

営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業の場合

営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

資金不足は生じていないため、次ページで資金剰余額を前年度と比較する。

資金剰余額の事業規模に対する各事業別の比率は以下のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	資金剰余額		事業の規模		資金剰余額の事業規模に対する割合	
	元年度	30 年度	元年度	30 年度	元年度	30 年度
法適用企業						
水道事業	1,155,345	1,164,199	444,821	448,570	259.7	259.5
病院事業	1,207,275	1,334,707	2,034,608	2,245,300	59.3	59.4
工業用水道事業	105,797	97,797	26,257	26,503	402.9	369.0
法非適用企業						
簡易水道事業	39,850	35,661	87,351	106,671	45.6	33.4
公共下水道事業	44	0	339,900	389,721	—	—
産業団地開発事業	42	0	42	0	100.0	—
合 計	2,508,353	2,632,364	2,932,979	3,216,765	85.5	81.8

① 水道事業

資金剰余額の事業規模に対する割合は 259.7%で、前年度に比べて 0.2 ポイント上回っている。これは、前年度に比べて資金剰余額が 885 万円、事業規模が 375 万円減少し、資金剰余額の減少率に比べ、事業規模の減少率の方が大きいことによる。

② 病院事業

資金剰余額の事業規模に対する割合は 59.3%で、前年度に比べて 0.1 ポイント下回っている。これは、前年度に比べて資金剰余額が 1 億 2,743 万円、事業規模が 2 億 1,069 万円減少したことによる。

③ 工業用水道事業

資金剰余額の事業規模に対する割合は 402.9%で、前年度に比べて 33.9 ポイント上回っている。これは、資金剰余額が前年度に比べて 800 万円増加したことによる。

④ 簡易水道事業

資金剰余額の事業規模に対する割合は 45.6%で、前年度に比べて 12.2 ポイント上回っている。これは、資金剰余額が前年度に比べて 419 万円増加したことによる。

⑤ 公共下水道事業

資金剰余額は 4 万円となっている。

⑥ 産業団地開発事業

資金剰余額は 4 万円となっている。



### 3. 審査意見

健全化判断比率の各指数とも健全度が保たれている。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため数値は計上されない。実際の数値については、実質赤字比率が -0.47%となり、前年度と比べ1.92ポイント上回っている。連結実質赤字比率も -24.09%となり、前年度と比べ2.46ポイント上回っている。

実質公債費比率は 10.1%と前年度に比べて 0.3ポイント改善されている。

将来負担比率についてもマイナス数値のため計上されないが、-15.1%と前年度に比べて1.0ポイント増加している。

資金不足比率については、各会計とも資金不足は生じていない。

今後も選択と集中による財政運営により、財政の健全度レベルの維持及び市民福祉の向上を期待する。